

議案番号 提案課名	件名 内容																		
報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)																		
税 務 課	<p>【改正趣旨】 地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたこと等に伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p> <p>【改正内容】 (1) 三田市市税条例の一部を改正する条例 ① 固定資産税関係 ア 省エネ改修を行った既存住宅の減免措置の拡充と縮減について【同条例付則第10条の3】 対象建物の固定資産税の税額を1年度分、1/3減額とするもので下表のとおり地方税法が改正されることに合わせて整理するもの。</p> <table border="1" data-bbox="443 1019 1423 1435"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">拡充</td> <td>対象住宅</td> <td>平成20年1月1日以前から所在する住宅</td> <td>平成26年4月1日以前から所在する住宅</td> </tr> <tr> <td>対象工事</td> <td>省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修の工事</td> <td>省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修工事に太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器の設置を含めた工事</td> </tr> <tr> <td>期限(2年間延長)</td> <td>令和4年3月31日まで</td> <td>令和6年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>縮減</td> <td>工事費用の制限</td> <td>50万円を超えて行った改修工事</td> <td>断熱改修工事費50万円以上で60万円を超えた改修工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土地に係る固定資産の負担調整措置について【同条例付則第12条】 景気回復に万全を期すことを目的として、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの。(現行は5.0%)</p> <p>(2) その他関連規定の整備【三田市市税条例第48条第9項、第15項】 参照している地方税法の条項にずれが生じたことによって改正するもの。</p> <p>【施行期日】 令和4年4月1日</p>			改正前	改正後	拡充	対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅	対象工事	省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修の工事	省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修工事に太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器の設置を含めた工事	期限(2年間延長)	令和4年3月31日まで	令和6年3月31日まで	縮減	工事費用の制限	50万円を超えて行った改修工事	断熱改修工事費50万円以上で60万円を超えた改修工事
		改正前	改正後																
拡充	対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅																
	対象工事	省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修の工事	省エネ基準に適合させるため窓、床、天井、壁の断熱改修工事に太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器の設置を含めた工事																
	期限(2年間延長)	令和4年3月31日まで	令和6年3月31日まで																
縮減	工事費用の制限	50万円を超えて行った改修工事	断熱改修工事費50万円以上で60万円を超えた改修工事																